渋谷区研修

近年の教育現場全体の課題と、支援員、介助員に求められていること

「ぴゅあ・さぽーと」
明官　茂

1

学習指導要領の変遷

- 昭和33～35年改訂：**教育課程の基準としての性格の明確化**（道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等）（系統的な学習を重視）
- 昭和43～45年改訂：**教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）**（時代の進展に対応した教育内容の導入）（算数における集合の導入等）
- 昭和52～53年改訂：**ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化**（各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る）
- 平成元年改訂：**社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成**（生活科の新設、道徳教育の充実）
- 平成10～11年改訂：**基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの［生きる力］の育成**（教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設）
- 平成20～21年改訂：**「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス**（授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入）
- 平成29年改訂：**新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実**（主体的、対話的で深い学びによる学習過程の改善、非認知能力の重要性）

-2-

2

非認知能力とは

3

非認知能力の重要性

- 目標に向かって頑張る力
- 人とうまくかかわる力
- 感情のコントロール力
- 肯定的な自己概念や自己信頼などの情意的な力

障害のある子に必要な「自立活動」

近年の研究では、感情や行動の自己調整能力や社会的スキルは生得的に運命づけられた不変な人格特性ではなく、組織的、計画的な教育によって十分に育成、修正が可能であり、幼児期段階から適切に育てられることが有効であると言われている。

4

最近の特別支援教育に関する動き

平成19年9月　障害者の権利に関する条約署名：特別支援教育への制度が始まる。
特別支援教育支援員の地方財政措置がされる。

平成24年7月　「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中教審初中分科会「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の定義

平成26年1月　障害者の権利に関する条約批准

平成29～31年　学習指導要領等の改訂

令和 3年1月　「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～」（中教審答申）

令和 4年8月　障害者権利条約対日審査（ジュネーブ）

令和 5年3月　通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告

-5-

5

インクルーシブ教育システムについて（中教審初中分科会報告（H24.7）より）

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、**その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。**

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性ある**「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、**これが最も本質的な視点**であり、そのための環境整備が必要である。

6

最近の特別支援教育に関する動き

平成19年9月　障害者の権利に関する条約署名：特別支援教育への制度が始まる。
特別支援教育支援員の地方財政措置がされる。

平成24年7月　「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中教審初中分科会「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の定義

平成26年1月　障害者の権利に関する条約批准

平成29～31年　学習指導要領等の改訂

令和 3年1月　「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～」（中教審答申）

令和 4年8月　障害者権利条約対日審査（ジュネーブ）

令和 5年3月　通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告

障害による差別の解消と、合理的配慮の提供

「指導の個別化」と、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するための「学習の個性化」

通常の学級の担任にも特別支援教育を体験することで障害のある子の指導を理解してもらう機会を保障する。

全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保することなど

-7-

7

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

○ 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
○ 特に、特別支援学級の在籍者数（2．1倍）、通級による指導の利用者数（2．3倍）の増加が顕著。

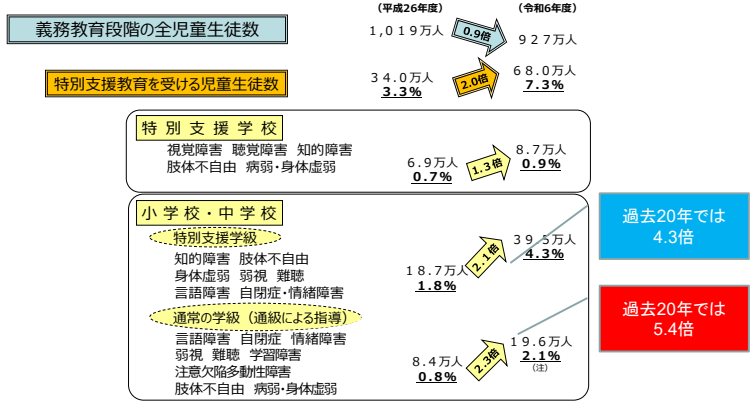

※矢印内の数値は、令和6年度（通級による指導については令和5年度）の児童生徒数を平成26年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したもの。
（注）通級による指導を受ける児童生徒数（19.6万人）は、最新の調査結果である令和4年度通年（国公私立）の値を用いている。
なお、平成26年度の通級による指導を受けている児童生徒数（8.4万人）は、5月1日時点（公立のみ）の値。

8

8

特別支援学級の児童生徒数・学級数

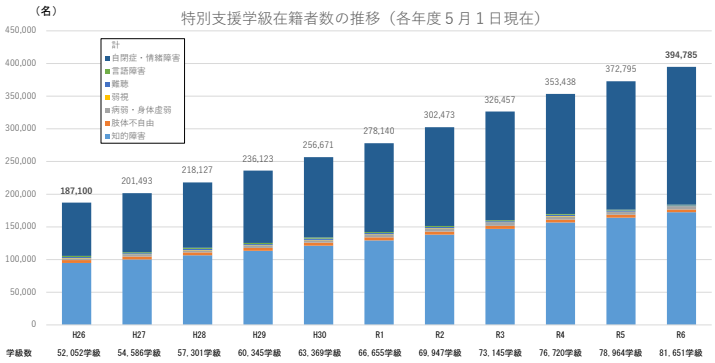

【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	**34,297**	3,024	2,800	501	1,310	603	**39,116**	81,651
在籍者数	**172,519**	4,189	3,978	553	1,777	1,062	**210,707**	394,785

（出典）学校基本調査

9

9

特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較

◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、**イギリスやアメリカより低い。**
◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた"WeThe15"キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（**全人口の15%**）。

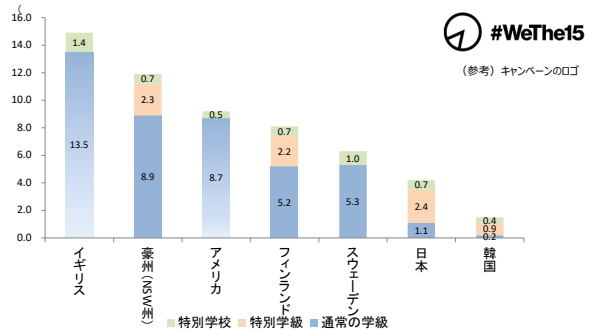

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向－令和元年度国別調査から－」（国立特別支援教育総合研究所）より。
イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

10

10

特別支援教育支援員とは

「特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育的対応がますます求められていること、児童生徒の障害の状態が多様化していること」などの背景から、2007年に新しく導入された制度である。

「特別支援学級や通級、通常学級において、学級担任等と連携しながら特別な教育的ニーズを持つ児童生徒に対して日常生活上の介助や学習支援、安全確保など幅広いサポートを行うこと。」が支援員の役割とされている。

（平成19年文部科学省）

11

特別支援教育支援員の役割

（文部科学省資料「特別支援教育支援員」を活用するために、2007）

研修の重要性

- 特別な支援が必要な児童生徒への支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任等であり、その補助をすることが特別支援教育支援員の基本的な役割です。
- 一方、特定の児童生徒の単なる世話役としてだけ、特別支援教育支援員を活用すると、学校全体の対応とかけ離れがちになり、効果的な支援ができなくなるので、学級担任等との連携した取組が重要です。

12

特別支援教育支援員の研修について

（特別支援教育支援員の研修と評価に関する研究、2025，若井）

関東の市区町村教育委員会を対象にした調査

（60件の回答から集計）

表1 基礎情報の結果

質問項目	平均値
支援員の配置人数（１校あたり）	2.61名
勤務時間（１日あたり）	5.81時間
勤務日数（１週あたり）	4.12日
平均時給	1,225円

13

特別支援教育支援員の研修内容

（特別支援教育支援員の研修と評価に関する研究、2025，若井）

14

研修の成果と課題

（特別支援教育支援員の研修と評価に関する研究、2025，若井）

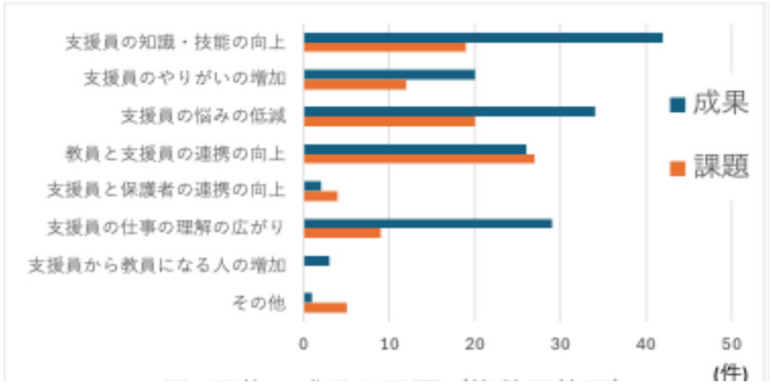

15

特別支援教育支援員の研修

（特別支援教育支援員の研修と評価に関する研究、2025，若井）

まとめ

- 研修を行っている自治体⇒73%
- 研修の成果⇒支援員の知識や技術の獲得、悩みの低減、理解の広がり、教員との連携の向上
- 課題　　⇒悩みの低減、教員との連携の向上

16

学校訪問での意見から

支援員の意見

- 担当の教師によって指導方法が違う場合があり、どのように対応してよいか困ることがある。
- 支援対象児のやる気や努力する姿勢を保つことが難しい。

学校からの意見

- 力量が高い支援員が多く助かっている。
- できるだけ長い時間同じ人に入ってほしい（担任との意思疎通のため）。
- 学校や学級の方針に沿って支援をしてほしい。

17